院外処方箋に係る事前同意プロトコルに関する合意書

独立行政法人国立病院機構静岡医療センター（以下「甲」という。）と 一般社団法人　沼津薬剤師会（以下「乙」という。）は、甲が発行した院外処方箋に係る薬剤師法第２３条の２・第２４条の取り扱いについて、下記の通り合意した。

記

1. 乙に所属する会員薬局は,院外処方箋に係る処方医への同意確認を不要とする項目について 静岡医療センター「院外処方箋に係る事前同意プロトコル（以下、プロトコルという。）」の内容に限り、事前に薬剤師法第23条の2・第24条に規定する医師の同意が得られたものとして、処方医への同意の確認を不要とする。

2）プロトコルの内容を変更する場合について 甲と乙が協議の上、文書により変更するものとする。

3）乙に所属する会員薬局は、甲が開催する事前同意プロトコル説明会への参加、あるいはプロトコル説明会のビデオ研修を受けることを条件にプロトコルを活用することができる。

4）乙はプロトコルの活用に参加する薬局のリストを作成し、変更があった場合は更新する。

また乙は更新したリストを速やかに甲に提出しなければならない。

5）合意書リストからの除外について 　甲は乙に所属する薬局が本合意書に違反することにより、患者に重大な被害を及ぼしたと認める場合には、当該薬局を本合意書のリストから除外することができる。

6）プロトコル違反と責任について プロトコル違反による患者への損害を生じた場合は、違反を起こした薬局が全ての責任を負う。

7）開始時期について 令和５年 　７月２０日から開始する。

8）有効期限について 令和６年 　７月１９日までとする。

また双方から解除の申し出がない限り一年毎に自動更新するものとする。

合意の証として本合意書を二部作成し、それぞれ署名又は記名捺印し各一部を保有する。

以上

令和　５年 　７月 ２０日

1. 所 在 地：静岡県駿東郡清水町長沢７６２－１

名 称：独立行政法人国立病院機構 静岡医療センター

代表者氏名：　 院長 　　　岡﨑　 貴裕　　 　　印

1. 所 在 地：静岡県沼津市東椎路春ノ木５４９－１

名 称：一般社団法人 沼津薬剤師会

代表者氏名： 　会長　 　　板井　　和広　　　　印